

# 日中韓知財学術協力に見る知財を巡る最新の状況と課題

橋本正洋（法政大学大学院政策創造研究科 教授）

## *Latest Status and Issues of Intellectual Property as Seen in Japan-China-Korea Intellectual Property Academic Cooperation*

Masabiro Hashimoto

Professor, Graduate School of Regional Policy Design, Hosei University

【要旨】 日本と中国と韓国は、重要な隣国同士であり歴史的なつながりも深い。近年では経済的な結びつきがさらに深まっている。また、知財の分野では、日中韓3国を合わせると、知財の出願数では欧米を凌ぎ世界の中心というべき地位にある。日本知財学会は日中韓の学術協力を2010年代から進めてきた。そこでは、日中韓の様々な関係性の変化がありながら、学術団体として継続して協力関係を保ち、2012年から今日に至るまで毎年シンポジウムを持ち回りで開催している。3国が取り組む知財法改正や審査体制の強化の現状、知財をめぐる新しい課題への対応など、毎年、最新、最先端のテーマが議論されてきた。これらの経緯と内容を精査しつつ、日中韓学術協力の意義と今後の展開を議論する。

【キーワード】 日中韓 学術協力 知財戦略 知財庁

【Abstract】 Japan, China, and South Korea. They are important neighbors, but sometimes the distance between them has shifted over time. On the other hand, the three countries together have surpassed the United States and Europe in intellectual property applications and are considered to be the center of the world. The IPAJ has been promoting academic cooperation among these countries since the 2010s. There, they have maintained a firm cooperative relationship as an academic organization and have held symposiums every year on a rotating basis from 2012 to the present. The latest and cutting-edge topics have been discussed every year, such as the current status of IP law revision and responses to new issues surrounding IP. The significance of academic cooperation and its future development will be discussed while scrutinizing the history and contents of the symposium.

【Keywords】 Japan-China-Korea Academic Cooperation Intellectual Property Strategy Intellectual Property Office

## 1. はじめに

知的財産制度は、近代国家の発展とともに開発、整備されてきた。中世の草創期に欧州において王が発明の占有権の特権として民に付与したのがはじめてであり、その後15世紀にはベニスで成文化され、英、米をはじめとする各国で法制度化されてきた。日本

では、明治維新後まもなく、のちに初代特許庁長官となる高橋是清による欧米調査を経て制度化された歴史があり、アジアでは最も早く知財制度を導入したとされる。高橋是清の欧米歴訪では、各国から特許公報を「交換」として無償で入手し、それが日本の制度の基礎資料となった。日本から差し出す公報が存在しない時代である。高橋是清が米国で調査研究を行ったワシントン近郊のアリカントにある

旧米特許商標庁の建物は、現在もカンファレンスホールとして使用されており、筆者は、日本代表として参加した第11回商標三極会議（2011年12月）の際に訪れたことがある。荘厳で伝統ある建物の吹き抜けから二階の執務室が見える。その部屋の机で高橋是清が米国に提供された資料を真剣に分析していただろうこと<sup>1</sup>が、感慨をもって感じられた。このように、欧米諸国の知財庁は、極東の島国からやってきた研究熱心な若者に手厚い援助を行ったのである。

時代が過ぎ、戦後日本では昭和34年（1959年）までに現行の特許法の枠組みがほぼ整備された。他方で、中国、韓国には現代的な知財制度の整備をしている途上であった<sup>2</sup>。韓国は1960年代、中国は1980年代に知財関連法が本格的に制定されるに至った。中国は、古代四大発明（羅針盤、活版印刷、火薬、紙）が中国起源であったことでもわかるように、もともと発明の盛んな国であるが、現代的な知財制度が整備されたのはWTO正式加盟を目前にした時代であった。

この間、中国、韓国は、日本の知財制度を含め諸外国の知財制度を研究し、日本に類似した制度をそのまま創設するような状況もみられた。一方、日本の特許庁においても、中国、韓国をはじめとするアジア諸国の知財制度の整備を支援すべく、積極的に研修生を受け入れ、知財システム構築と人材育成の協力に取り組んだ。近年、アジア各国の知財庁職員が来日して日本特許庁と意見交換する機会があるが、来日する幹部が、日本で研修を受けた元研修生であることが少なくない。筆者は、特許庁は初代長官高橋是清が欧米で受けた恩を中韓はじめアジア各国にお返しする気持ちで取り組んできたのだと考えている。

このように、日中韓の知財当局は密接な協力関係を有してきた。2000年代以降は、特許を中心とした分野においてそれまでの日米欧中韓5庁の集まりと別に、日中韓三か国の知財（特許）庁長官が集まり議論する会議体が創設され、3国共通のテーマについて議論を重ねている<sup>3</sup>。また商標分野については、2001年以来、日米欧の三庁における協力（商標三極）を推進してきたが、2011年12月には、こ

れに、韓国特許庁（KIPO）及び中国国家工商行政管理総局（SAIC）（現、中国国家知識産権局（CNIPA））を加えた商標五庁（TM5）の新たな協力枠組みが創設され、一層の国際協力が推進された。

このように日中韓の知財庁の連携協力が進んでいくなかで、3国の知財関連学会が世界の知的財産分野における課題を共有し、協力して解決を図っていくことにより、政府だけでなく民間での協力をさらに強固なものにすることは極めて有意義である。アカデミアが長年培った研究者同士の交流を基礎として、継続的なコンタクトを行うことができる。こうした考えのもとに、日本知財学会の渡部俊也現会長は、次に示すように10年余にわたり中韓の研究者と交流し議論を重ねて来た。知財学術協力は、内容もさることながら、国際連携協力の継続性等において、政府間協力を補完するきわめて有効な枠組みとなりうると言える。

## 2. 知財学術協力の経緯と進展

上述の考え方に基づき、渡部俊也日本知財学会理事（当時）のイニシアティブのもと、2008年6月28日、韓国最大の知財の学会である韓国産業財産権法学会との学術協力協定を締結し、さらに、2010年2月24日には中国最大の知財の学会である中国知識産権研究会との学術協力協定を締結した。中国知識産権研究会は、中国のWTO加盟のための体制整備の一環として近代的な知財制度を確立していく過程のなかで、中国内の知的財産権に関する有識者を糾合し、政府への助言を行うための組織として設立されたものであり、中国政府の知的財産権当局と友好な関係を有している。そして、日本知財学会が仲介し、翌年、中国・韓国の両学会間の学術交流協定の締結が行われた（2011年12月13日）。これを受け、2012年に日本知財学会創立10周年記念事業として、東京で国際シンポジウムを日中韓三団体提携記念と位置付けて開催し、「日中韓の知財制度の現状と将来」をテーマとして議論を行ったのである（6月23日）。本シンポジウムにおいて、互いに提携関係となった日中韓の3学会が話し合いを行い、今後、共同研究と毎年一回のシンポジウムを継続し

ていくことに合意した。

そして、2013年7月19日には3学会協定に基づく初めての学術協力の国際会議が北京で開催された。これに続き、2014年5月には「国際知識財産権及び産業保安コンファレンス」を韓国ソウル市にて開催し、2015年12月4日、5日には東京にて、3学会提携国際シンポジウムが開催された。以降、3か国持ち回りで毎年日中韓知財学会国際シンポジウムを開催し、2022年には開催国は中国にもどっての開催となった。

なお、開催方法については、コロナ禍の影響により中国武漢で行われた2019年会合を最後に対面での開催はなく、2022年会合まで3回連続web開催となっている。

開催の体制は日中韓それぞれ若干異なっている。各回とも3学会が主催し、それぞれの国の学会が責任をもって運営するが、共催として日本特許庁、中国国家知識産権局（CNIPA）、韓国特許庁（KIPO）が全面的な協力を行い、また、日本弁理士会など実務家団体等も支援している。ソウルでの2014年会合においては、現地の経済紙が協力し、開催翌日の紙面にシンポジウムの結果が大きく報道された。

各シンポジウムには、学会代表のほか、主催国の知財庁、知財司法の代表者や政府幹部、産業界、実務家の幹部など関係者が出席し、学術団体の協力会議の枠を超えたものになっている。これは、各国政府や産業界にとって知財政策の在り方が重要性を増していることを反映したものといえる。対面で行う会議では、前日に3学会幹部の意見交換の場が設けられることが多く、3学会幹部の親交が一層深められている。web開催ではこうした交流の場を得ることができず、残念である。

### 3. 2010年代の知財を巡る状況と課題

毎年行われている日中韓シンポジウムの議題の変遷を見ると、その時代の知財を巡る課題を俯瞰できる。

表1は、日本知財学会のホームページ等から整理した、2012年東京開催、2013年中国主催から直近の2022年中国主催（web開催）までの議題である。

ホームページの記録では、これ以上の詳細な情報は得られないが、議論するテーマの概略を伺うことが可能である。

会議の議題は、各回ほぼ同様に次のように決定する。ホスト国が議題の案を提示したうえで、他の二国からも提案や意見を求め、準備会合を開催して議論し、調整の上、決する。シンポジウムの開催時間の制約もあり、通常は3テーマ程度を設定している。日本知財学会の場合は、会長以下役員、事務局が、ホスト国提案に対する意見及び独自の提案について特許庁を含め関係者の意見を踏まえつつまとめ、準備会合に幹部が出席して議論を行う。対面の準備会合は3か国の都合を調整して集まることになるが、北京に集まることが多い。

表1を見ると、ほぼ毎回、各国の知財制度についての最新動向の報告を行っている。これは、日本と同じく、中韓も毎年のように知財制度の改革を行っており、それが他国の関心と呼んでいるからでもある。

個別の議題としては、特許の分野では、職務発明、標準化と特許の関係、IT・デジタル関連特許（5G、ソフトウェア等）のほか、最近ではデータ知財やAI関連特許の議論を数度にわたり行っている。また近年の議論を反映し、環境関連特許、メタバース上の知財の問題も最近とりあげられている。営業秘密の議論も2012、2013年の回で極めて活発に行われた。また中国の知財裁判所の整備に伴い、知財裁判制度について数度の議論があり、日本からは知財高裁裁判長経験者が講師として出席している。知財人材育成や知財教育の議論も節目に行っている。

前述のように、中韓の現在の知財制度は、はじめこそ日本に倣っているところもあったが、各国に知財制度が整備定着した以降は、各国の制度の発展の仕方は一律ではない。商標・意匠分野を例にとれば、筆者が特許庁在籍時代に導入を担当した新しいタイプの商標（音など）や画面上の意匠は、世界の知財庁がすでに導入済みであり、韓国もいち早く取り入れていた。知財裁判所制度は、米国の例に倣い、日本は2005年に整備したものであるが、中国で2014年に制度が整備されたのちには複数の裁判所（北京、上海、広州）が設置され、知財裁判が活発に行われ

ている。日本の営業秘密に関する法改正の際には、中韓の先進的な取り組みが参考になっている。また中国を筆頭に知財出願の増加を受け、審査体制の拡充が不可欠であるが、中韓では審査官の増員、審査体制の強化が順調に進んでおり日本の状況とは異なっている。意匠の分野では、韓国がネット出願をいち早く取り入れたことも特筆される。商標分野では、悪意ある商標出願は日韓の企業の被害から関心が高いが、中国でも同様に他のアジアの国において問題が起っており、積極的に日中韓の枠組みでも取り上げている。また、日本がいち早く不正競争防止法によるデータ知財を位置づけたことは、中韓にも大きく影響を与えつつある。

このように議論の範囲は、標準必須特許や AI・メタバース関係など特許の最先端分野、職務発明や商標、意匠、営業秘密と知財分野全体を網羅した幅広いものとなっている。各国の知財制度改革につい

ては、3 か国の情報交換が極めて有意義であり、研究者のみならず、政府関係者も日中韓の議論に注目してきている。

#### 4. 日中韓学術協力の意義と今後の展開

日中韓学術協力は、世界でも出願の中心にある 3 か国が、その時代の最先端の課題について意見交換を行い、情報提供と収集を行うことのできる格好の場であり、学術関係者のみならず、政府、実務家にとっても有意義な議論を行ってきた。政府間協力を補完し、切れ目なく検討が行える場としての意義も高い。

今後も、知財を巡る最先端の課題に関し、3 かが情報交換、議論を行うことにより、それぞれの国の知財制度がより良いものになっていくことが期待される。

表 1 日中韓学術協力シンポジウム開催記録

| 開催年月日と場所                         | テーマ                                                                                                             |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2022 年 12 月 28 日<br>中国主催, Web 開催 | デジタル経済時代の知的財産権の使命と役割, デジタル知的財産権の保護規則, メタバースにおける知的財産に係る論点と役割, 医療分野の知的財産問題とパテントリンケージ制度, ポストコロナ時代の経済発展の回復のための知財の役割 |
| 2021 年 10 月 26 日<br>日本主催, Web 開催 | 環境と知的財産・WIPO グリーン, ESG 投資, 中国企業の特許管理と紛争解決, ESG の法的争点に対する企業戦略, AI・データ契約, 中国企業の知財戦略, 韓国デザイン保護法に基づく画面デザイン          |
| 2020 年 11 月 25 日<br>韓国主催, Web 開催 | AI 関連発明特許と審査の最新動向<br>韓国のデジタル時代, ソフトウェア・ビジネスモデル特許の出願・登録と特許適格性判断基準, 中国の 5G 関連特許, 日本における不正競争防止法によるデータ保護            |
| 2019 年 9 月 19 日<br>中国 武漢市        | 知的財産教育と学科建設, 知的財産の標準化とライセンス, 商標の悪意登録と投機                                                                         |
| 2018 年 11 月 9 日<br>東京            | 三学会連携協定の更新について, 各国の知財制度の最新動向, AI とデータの保護, 知財文化と知財教育                                                             |
| 2017 年 5 月 17・18 日<br>韓国 ソウル市    | 第 4 次産業革命「知的財産ガバナンス」<br>知的財産法と競争法の調和, クアルコム事件の展開と見通し                                                            |
| 2016 年 8 月 26 日<br>中国 北京市        | 職務発明規程, 知的財産裁判制度, 企業の知的財産戦略                                                                                     |
| 2015 年 12 月 4・5 日<br>東京          | 知財司法制度と戦略, 商標制度と戦略, 営業秘密保護制度と戦略                                                                                 |
| 2014 年 5 月 14・15 日<br>韓国 ソウル市    | 北東アジア韓中日の時代の知識財産, 三国での IP の現状と戦略, 北東アジアの時代の企業での知識財産, 韓中日での営業秘密の保護の問題点と改善案                                       |
| 2013 年 7 月 19 日<br>中国 北京市        | 日中韓三国の知財制度の最新情報, 企業の知財戦略, ホットイシュー                                                                               |
| 2012 年 6 月 23 日<br>東京            | 日中韓の知財制度の現状と将来                                                                                                  |

そのためにも、今後、コロナ禍が収まり、対面での交流が復活することを切に望んでいる。

終わりに、日中韓学術会議の開催を巡っては、中韓の関係者はもとより、日本の特許庁の関係者、現地駐在の方々に大変お世話になってきた。日本弁理士会の強力なサポートもいただいている。また、特に言語の問題もあり、知財学会事務局の方々に多大な貢献をいただいている。この場を借りて関係の皆様にお礼申し上げる。

注

- 1 「明治18年の11月に私（注：高橋是清）は取調べの為、欧米各国へ派遣せられました。（中略）私は第一にアメリカへ参りました。そうして、ワシントンに約4か月滞在して、日々アメリカのパテ

ント・オフィスに通い、大勢の人につき、また各係について、その分科になっている事務は一切教わったのであります。」「明治四十一年発明協会に於ける講演『我国特許制度の起因』（高橋是清遺稿集第4巻29 全30頁、工業所有権雑誌第32号（明治41年6月3日発行）所載）<https://iip.or.jp/chizaishi/pdf/korekiyo2.pdf>

- 2 「中国で最初に特許法が制定されたのは、清時代の1898年（明治31年）である。1904年（明治37年）には商標法、1910年（明治43年）には著作権法が公布されているが、本格的、近代的な法整備は、改革開放以降になって行われている。」出典：韓明星、2013「中国の知的財産制度と知財戦略」Science Portal China 2022.12.17.12: 25 [https://spc.jst.go.jp/experiences/chinese\\_law/13001.html](https://spc.jst.go.jp/experiences/chinese_law/13001.html)
- 3 「韓国では、第二次世界大戦後アメリカ軍政下においてアメリカ特許法を一部参考にして1946年に特許法が制定されたが、現代的な意味の新しい特許制度は1961年に制定された特許法がその母体である。」出典：崔公雄「韓国特許法院の役割と展望」1996.11.26 日韓弁理士交流会資料 [http://www.choipat.com/pds/siryou/choipat\\_78\\_.pdf](http://www.choipat.com/pds/siryou/choipat_78_.pdf)